政令第三百七十号

職業能力開発促進法施行令の一部を改正する政令

内閣は、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第九十七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

職業能力開発促進法施行令（昭和四十四年政令第二百五十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項ただし書及び第七条第二項ただし書中「二万九千九百円」を「三万五千四百円」に、「八千九百円」を「一万千四百円」に改める。

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　武見　敬三
内閣総理大臣　岸田　文雄

動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年十二月二十二日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百七十一号

動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）第三十九条の二十五第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

動物の愛護及び管理に関する法律施行令（昭和五十年政令第百七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「千円」を「千四百円」に、「三百円」を「四百円」に改め、同条第二号中「七百円」を「千三百円」に、「二百円」を「三百円」に改め、同条第三号中「千円」を「千四百円」に、「三百円」を「四百円」に改める。

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

環境大臣　伊藤**信**太郎
内閣総理大臣　岸田　文雄

児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年十二月二十二日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百七十二号

児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号）附則第一条第四号及び第五号の規定に基づき、この政令を制定する。

児童福祉法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は令和六年四月一日とし、同条第五号に掲げる規定の施行期日は令和七年六月一日とする。

内閣総理大臣　岸田　文雄
法務大臣　小泉　龍司